

令和7年11月11日 美郷町農業委員会会議録

令和7年11月11日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	10番	深 沢 靖
3番	高 橋 広 樹	11番	齋 藤 美由木
4番	奥 山 秀 治	12番	高 橋 国 広
5番	小 西 嘉 之	15番	高 橋 秀 行
6番	深 田 秋 彦	16番	細 井 千代文
7番	山 田 貞 子	17番	高 橋 正 尚
8番	高 橋 孝 人		

本会委員出席者 13名

2. 欠席委員は、次のとおり

2番	継 田 竜 也
9番	高 橋 一 平
13番	佐々木 竜 孝
14番	加 藤 堅之助

欠席者 4名

1. 出席事務局職員

局 長	加 藤 隆 輝
農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

第 1	議事録署名員の指名について
第 2	議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
第 3	議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
第 4	議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）

会長 高橋 正尚 午前9時19分本委員会の閉会を告げた。

令和7年11月11日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和7年11月11日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時19分
5. 議事録署名委員 7番 山田貞子
8番 高橋孝人

- 議 長 それでは、ただ今から令和7年第11回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、7番、山田委員、8番、高橋委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第36号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第36号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第36号、申請番号73番から申請番号78番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号73番と申請番号74番は、自作地相互の交換のため、一括して説明いたします。
申請番号73番、千畑地区の田1筆、473㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。
申請番号74番、千畑地区の田1筆、574㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。
耕作状況を改善するためのもので対価はありません。
申請番号75番、六郷地区の田1筆、619㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地解消のためのものです。渡人の希望により対価はありません。
申請番号76番、六郷地区の田1筆、993㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は受人の所有する農地に隣接しており、以前から受人が耕作していましたが、渡人が高齢により農地を手放したいため、今回売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号77番、仙南地区の田5筆、31, 162㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴う契約変更です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号78番、仙南地区の田1筆、763㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は申請番号77番の耕作地と合作地になっているため、同様の形で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号73番から申請番号78番までの6件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第36号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それではこれより審議を行います。
申請番号73番から申請番号78番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号73番から申請番号78番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号73番から申請番号78番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第2、議案第36号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第3、議案第37号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第37号について事務局より説明願います。

- 農地調整班長 【 議案第37号、申請番号7番から申請番号9番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号7番、六郷地区の田2筆、1, 506㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。

受人は工務店を営んでおりますが、事業拡大に伴い、資材、残土、重機等の車両の保管場所が不足したため、本社敷地及び周辺で土地を探しましたが、事業を達成できる土地が確保できませんでした。他の候補地も検討しましたが、申請地は受人の営業範囲の中間に位置しており、交通の便も良いことから、業務上最も適当であると判断し、選定しました。

当該地は、農地法施行規則第45条第1項第2号にあります「美郷町役場六郷出張所からおおむね500m以内の区域内の農地」に該当する第2種農地ですが、農地法第5条第2項第2号にあります「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」には該当しないと判断しております。

面積は残土置場450㎡、資材置場240㎡、車両置場・車路・通路400㎡、緩衝地416㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金、用地取得費

は〇〇〇円です。

なお、盛土規制法の許可が不要であることを確認しております。

この案件につきましては、1ページに位置図、2ページに公図、3ページに配置図を添付しております。

申請番号8番、仙南地区の田1筆、281㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。受人は町外のアパートに妻と子とともに居住しておりますが、実家の農業を継承することにしました。実家は、受人の兄が継いでいることから、実家に住むには手狭なため、その近くに住宅の新築を計画しました。今後の子育てについて、家族からの協力を得たいこともあり、実家に近い当該地を選定しました。

面積は一般住宅72.71㎡、駐車スペース・通路・雪捨て場・緩衝地208.29㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金です。用地取得費用はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。

なお、盛土規制法の許可が不要であることを確認しております。

この案件につきましては、4ページに位置図、5ページに公図、6ページに参考資料として周辺図、7ページに配置図及び1階平面図、8ページに2階平面図、9ページに立面図を添付しております。

申請番号9番、仙南地区の畑1筆、316㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は渡人の子の夫です。受人は町内のアパートに妻と子とともに居住しておりますが、子の成長に伴って手狭となってきたことから、住宅の新築を計画しました。今後の子育てについて、家族からの協力を得たいこともあり、妻の実家に近い当該地を選定しました。

面積は一般住宅51.75㎡、駐車スペース・通路・雪捨て場・緩衝地264.25㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金、用地借上げ費用はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。

なお、盛土規制法の許可が不要であることを確認しております。

この案件につきましては、10ページに位置図、11ページに公図、12ページに配置図、13ページに平面図、14ページに立面図を添付しております。以上です。

●議 長 議案第37号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。

まずは、申請番号7番から報告をお願いします。

1番委員 申請番号7番について調査のご報告をいたします。

10月23日午前10時半頃、高橋秀行委員、小西委員とともに現地に赴き、〇〇〇立会いのもと、現地を確認し調査いたしました。何ら問題がなかったことをご報告いたします。

- 議 長 続いて申請番号8番について報告をお願いします。
- 3番委員 申請番号8番について調査のご報告をいたします。
10月30日午前9時頃、継田委員、山田委員、事務局の高橋さんとともに、渡人の〇〇〇さん立会いのもと、現地を確認し調査いたしましたが、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 続いて申請番号9番について報告をお願いします。
- 12番委員 申請番号9番について調査のご報告をいたします。
11月8日午後3時50分より、加藤委員、高橋広樹委員とともに、現地を確認後、渡人の〇〇〇さん、受人の〇〇〇さん立会いのもと、現地を調査いたしましたが、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 申請番号7番から申請番号9番までについて調査の報告が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号7番から申請番号9番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号7番から申請番号9番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号7番から申請番号9番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第37号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。
- 議 長 次に、日程第4、議案第38号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）を上程し議題とします。議案第38号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第38号、申請番号419番から申請番号422番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに、公社特例事業による所有権移転です。
以下2件の受人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は11月28日です。
申請番号419番、千畑地区の田48筆、49, 670㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は相続により農地を取得しましたが、施設に入所しているため農地を手放したく、近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。
申請番号420番、千畑地区の田21筆、畑1筆、計18,060㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は相続により農地を取得しましたが、町外居住のため耕作できないことから、これまでも耕作していた受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
続きまして、農地中間管理事業による貸借権の設定です。
申請番号421番、千畑地区の田15筆、26, 885㎡、渡人は〇〇〇さ

ん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号422番、仙南地区の田1筆、6,359㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は6年2か月間です。

申請番号419番から申請番号422番までの4件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第38号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号419番から申請番号422番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号419番から申請番号422番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号419番から申請番号422番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第4、議案第38号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和7年第11回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時19分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和7年11月11日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 山 田 貞 子

議事録署名委員 高 橋 孝 人